

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月25日

福井県知事 杉本 達治

1 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅およびおもり

2 検査を行う区域

敦賀市、大野市、坂井市のうち平成18年3月29日現在における坂井郡春江町および同郡丸岡町の区域、鯖江市、おおい町、高浜町、越前町、若狭町、美浜町

3 実施の期日および場所

市町名	月 日	場 所
敦賀市	6月19日（水）	松原公民館
	6月20日（木）	松原公民館
	6月21日（金）	松原公民館
大野市	6月26日（水）	多田記念大野有終会館
	6月27日（木）	多田記念大野有終会館
坂井市	7月1日（月）	ユリーム春江
	7月2日（火）	坂井市役所丸岡支所
鯖江市	7月4日（木）	鯖江市役所西倉庫
	7月5日（金）	鯖江市役所西倉庫
おおい町	9月18日（水）	おおい町役場
高浜町	9月19日（木）	高浜公民館
越前町	9月24日（火）	宮崎コミュニティセンター
	9月25日（水）	越前コミュニティセンター
若狭町	10月1日（火）	中央公民館リブラ若狭
	10月2日（水）	三宅公民館
美浜町	10月4日（金）	美浜町役場

4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合に実施する所在場所定期検査の期日および場所

期 日	場 所
6月19日（水）から12月27日（金）まで	特定計量器の所在する場所